

固定資産評価通知書 交付廃止のお知らせ

浜松市では、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和8年1月1日から「標準システム」へ移行します。この標準システムには、「固定資産評価通知書」を発行する機能がないため、交付を廃止することとなりました。

廃止年月日
令和7年12月31日

令和8年1月5日以降に不動産登記の申請を行う場合の固定資産の価格は、次を参考にご確認いただけます。

固定資産評価通知書に代わり、登録免許税の算出に活用可能な帳票等は以下のとおりです。

☐ 固定資産税・都市計画税 課税明細書

- ・ 納税通知書に添付されています。
- ・ 再発行できませんので、大切に保管してください。

※課税明細書をお持ちでない場合は、名寄帳や評価証明書の交付申請をしていただくことになります。

☐ 土地・家屋名寄帳（有料）

*縦覧期間（4/1～第1期納期限）は無料

☐ 固定資産 評価証明書（有料）

— 注意点 —

所有者本人以外が交付申請する場合は、委任状等が必要です。

お問い合わせ：浜松市役所資産税課管理グループ 電話053-457-2157